

埼玉県市町村総合事務組合公報
第7号

発 行
さいたま市浦和区仲町
3－5－1
埼玉県市町村総合事務組合

◇ 目 次 ◇
規 則

- 市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則及び市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則…………… 1 頁

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則及び市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 4 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 井 上 健 次

組合規則第 5 号

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則及び市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第 1 条 市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成 1 8 年組合規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「拘置されている場合」を「拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」に改める。

(市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則（令和 7 年組合規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）」を「刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法」に、「規定する拘留」を「規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）」に、「場合、この規則」を「者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則」に、「拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているもの」を「懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。